

中京大学法科大学院オープンセミナー  
《中国「残留孤児」問題の現在》

第3部 講演

「中国残留孤児の生活実態と新たな支援策」—聞き取り調査をふまえて—

神戸大学大学院人間発達環境学研究所

教授 浅野 慎 一

司会：

それでは、第3部、浅野慎一先生からです。「新たな支援策」でお話をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

浅野：

1. はじめに

ご紹介いただきました浅野です。本日は、お招きいただき、どうもありがとうございます。

私はこれまで、中国と日本の双方で、残留孤児とその家族・約200人にインタビュー調査を行ってきました。その中に、兵庫県の国家賠償訴訟の原告が44人おられました。

今日は、主にこの兵庫県の原告のインタビュー調査に基づいて、残留孤児がこれまでどんな人生をたどり、今、どんな生活をしているのか、それをふまえるとどのような支援策が必要と思われるのかについて、お話しさせていただきます。そして、それを通して、残留孤児たちが裁判で主張している「日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」とは、いったいどういうものか、考えてみたいと思います。

時間の関係上、お配りした資料に沿って進めさせていただきます。

2. 「日本人であること」の宿命 最初の棄民

【逃避行・難民生活】

さて、残留孤児の多くは、戦時中、満州開拓移民の日本人の子供として生まれました。満州開拓移民とは、1936年、日本政府が七大国策の一環として策定した「満州農業移民百万戸計画」に基づく移民です。日本政府の宣伝・動員のもと、特にソ連と中国の国境付近・現在の黒竜江省の農村に数多く入植して、現地の日本軍に食糧を供給する任務を負うなど、当時の日本政府の国策・軍事戦略と密接に結びついたものでした。

しかし1945年8月、ソ連が満州に攻め込んできて、日本が敗戦した時、満州開拓移民は、日本政府によって見棄てられました。彼らがどんな運命におかれたのか、残留孤児の証言から再現してみましょう。

まず開拓団の大人の男性は当時、「根こそぎ動員」でほぼ全員、徴兵されていました。残っていたのは、女性・子供・病人・高齢者です。女性達は、子供を背負って、徒歩で広大な満州の地を逃げまどうことになりました。その途上、度重なるソ連軍の爆撃・襲撃で大勢の人々が殺され、女性は強姦されました。ある残留孤児は、「毎日、女性の叫び声ばかり聞いていた」と言います。「実母がソ連兵に至近距離から頭を銃撃され、目の前で殺された」り、「自分自身がソ連兵に撃たれて血を流しながら、たくさんの日本人の遺体が浮き沈みする真っ赤な池にじっと潜んでいた」という孤児もいます。

食糧もすぐ底を尽きました。「10日間、何も食わずに歩き続けた」、「トウモロコシ3粒が一日の食事だった」。餓死者が続出し、歩けなくなると路上に置き去りにされました。本人の申し出により、「親が子を、子が親を」殺し、また生きたまま埋葬したケースもあります。そうしなければ、生きながら狼に食べられてしまうからです。ある残留孤児の実母は路上で出産し、母子ともにそのまま路上で死んでいきました。

集団自殺の現場に居合わせた孤児もいます。大勢の女性が血に染まって倒れ、一斉射撃を免れた小さな子供達が、血の海の中を這いまわりながら、倒れた母親の体を揺さぶり、「お母さん、お母さん」と叫んでいたそうです。一定の高さで銃を構えて射撃したので、背の低い小さな子供達だけが生き残ったのです。

子供の命を助けるため、見ず知らずの中国人男性と結婚した実母もいました。しかしその結婚相手は、あまりに貧しくて結婚できないでいた中高年の農民、あるいは既婚の地主でした。そこで実母たちはまもなく衰弱して、治療も受けらずに病死し、あるいは地主の本妻にいじめられて首吊り自殺してしまい、孤児達はただ一人、中国人男性の家に残されました。

貨物列車に乗って逃げた孤児もいます。しかし列車は満員で、大勢の人が駅に置き去りにされました。列車の中もギューギュー詰めで身動きもできず、また食糧も水もなく、死者が続出しました。苦痛に耐えきれず、列車から飛び降りて死ぬ人もいたそうです。

こうした凄惨な逃避行は数カ月間にも及びましたが、その間、頼りにしていた日本軍による救援はまったくありませんでした。むしろ日本軍は開拓移民より先に、いちはやく逃亡・撤退してしまっていたのです。

逃避行の果てに、生き残った日本人は、遼寧省や吉林省の都会にたどりつきました。「開拓団を出る時は1000人ほどいたが、瀋陽に着くと300人も生き残っていなかった」、「うちは7人家族で逃げたが、途中で5人が亡くなった」。逃避行がいかに苛酷だったかが、うかがえます。

都会にたどりついた人々は、難民収容所に入りました。すでに冬になっており、中国東北地方は零下30度以下になります。難民収容所には、暖房はもちろん、衣類も食糧もなく、ここでも多くの人々が餓死・凍死していきました。ある残留孤児の実母と4人の弟・妹は、難民収容所にきて半月もたたないうちに全員、餓死しました。伝染病が蔓延し、治療も受けられず、病死者も多数出ました。膨大な数にのぼる遺体は、生存者が寒さをしのぐために衣服を剥ぎ取られ、大きな穴に放り込まれて、焼かれたり埋められたりしました。

こうした中で、少し年長の、といってもだいたい5歳以上の子供達は、浮浪児となって自ら命を

つなぎました。「すきをねらって食糧を盗み、走って逃げて噛む間もなく飲み込み」、時には「捕まって死ぬほど蹴飛ばされた」。「ゴミ捨て場から果物の皮を拾って食べ」、「排水が溜まった汚水を飲んで生きのびた」。「栄養失調で痩せ細り、腹だけが異常に膨らんだ」。「裸足で歩き回ったので凍傷で手足の爪がすべてなくなり、皮膚は乾癬で木の皮のようになった。泣きながら路上を歩いていると、中国人の子供から『小日本鬼子』と罵られ、石をぶつけられ、髪の毛を抜けるほど引っ張られた」。いずれも残留孤児の実体験です。ある孤児は、「私のような人間は、今まで気が狂わずに生きてこられただけでも幸せだ」と語ります。

日本政府は、こうした実態を知りながら、日本人難民の現地残留方針を打ち出し、翌年・1946年5月まで、日本への帰還事業に着手しませんでした。日本人難民は着の身着のまま、中国で零下30度を下まわる冬を越すことになり、ますます多くの子供たちが実父母を失って、孤児になりました。

### 【養父母との生活】

さて、このような逃避行と難民生活の中で残留孤児は、実父母と生き別れたり、死に別れたりして、中国人の養父母に引き取られていきました。

大半の養父母たちは、残留孤児に愛情を注ぎ、大切に育ててくれました。衰弱しきった孤児を懸命に治療し、莫大な治療費の借金をかかえた養父母も少なくありません。ある孤児は、「二度目の命は養父母にもらった」と語ります。日本敗戦後の中国の内戦時代、養子を背負って「命がけで逃げ回ってくれた」養父もいます。貧しい中、自分の食事を一日一食に減らして、やっと養子の食糧を確保した養父母もいました。また日本の敗戦直後から、中国では日本人への迫害がありましたが、養父母たちは子供が日本人であることを必死で隠し、ばれそうになると引っ越しをくりかえして養子をかばい抜きました。「やっと火中から救ったのだから、火中に返してはいけない」。ある養父の当時の口癖です。

ただしこうした養父母たちは、大半が貧しい農民や労働者でした。中には極端に貧しい養父母もいて、内戦や1960年代の食糧難の時期には、「8年間、柳の葉っぱを食べ、ひどいときはその葉っぱさえなく、餓死寸前だった」、「トウモロコシの芯や葉をそのまま食べた」と語る孤児もいます。養父母と一緒に物乞いをしながら半年間、命がけで流浪した孤児もいます。

また、一部には、残留孤児を労働力・老後の頼りとして引き取った養父母もいて、児童労働や虐待もありました。ある孤児は、毎日、昼は天秤棒で10数桶の水汲みを、夜中は12時と3時に起こされて馬の餌やりを手伝わされました。トイレ代わりにバケツの尿を捨てさせられて転ぶと、こぼれた尿に頭を押しつけられ、『なめてきれいにしろ』と怒鳴られた孤児もいます。

そして特に比較的年長で、農村で育った残留孤児の多くは、小学校にもあまり通えず、家業を手伝い、そのまま、労働者・農民として就職していきました。

ただし、ここで留意すべきことは、こうした貧困や飢餓、児童労働や不就学は、決して残留孤児だけではなく、当時の中国の貧しい民衆やその子供達に共通した体験だったことです。だから残留孤児達は、「確かによく殴られたし働かされたが、それは普通の中国の家庭でもよくあったこと。生命を救ってくれただけでありがたい」、「ひどい目にもあったが、養父母を恨むつもりは全くない。

養父母のおかげで今、私は生きている。私のどんな苦労話も、養父母への感謝を抜きには語れない」と語ります。また、都市で育てられた比較的年少の残留孤児は、中華人民共和国成立以降、都市で就学期を迎えたので、学校にもきちんと通えました。中には高等教育を受けて、医師・教師・技師等になった人もいます。

総じて残留孤児は、年齢や育てられた地域によって違いはありますが、しかしおおむね同じ世代・同じ地域の中国人と同じように、戦後の中国社会でさまざまな苦難を乗り越えて就職・結婚し、子供を生み育ててきたといえるでしょう。

#### 【差別と迫害】

しかし、戦後の残留孤児には、同世代の中国人にはない独自の重圧もありました。彼らは、子供時代から「小日本鬼子」としていじめられ、進学・就職・昇進・結婚でも「日本人」として差別されてきたのです。特に文化大革命時代には、多くの残留孤児が「日本のスパイ」として拘束・監禁されました。街中を引き回されたり、思想教育や重労働を強制されたり、「15年間も寒村に追放」された孤児もいます。厳しい迫害の中で「自殺を考えた」孤児も少なくありません。

この背景には、いうまでもなく戦後の東西冷戦がありました。戦後の中国で日本人残留孤児として生きるということは、東西冷戦の渦中で「仮想敵国民」として、しかも日本政府の保護もなく、むしろ日本の過去の侵略戦争の歴史も背負われ、政治的迫害のリスクとストレスに満ちた生活を送るということでした。こうした中で、残留孤児たちは自分が「日本人であること」を否応なく自覚させられ、受けとめるしかありませんでした。

### 3. 「日本人になる」ことを求めて 二度目の棄民

#### 【肉親捜し・身元確認】

さて、こうした中で、特に年長の孤児は敗戦時の記憶も鮮明ですから、早ければ1950年代、遅くとも70年代に自主的に肉親捜しに着手しました。日本の肉親とすでに交流があった残留婦人に日本への手紙を託したり、あるいは日本大使館や厚生省に自ら手紙を出し、肉親捜しを依頼したのです。

しかしこうした自主的な肉親捜しは、極めて困難な道程でした。なぜならまず日本政府の側からの情報提供や協力はほとんどなく、孤児は暗中模索の中で、それを進めなければならなかったからです。何度、手紙を出してもなしのつぶてだった孤児も少なくありません。しかしそれでも、年長の孤児たちは自主的に肉親捜しに踏み出し、多くが1970年代のうちに身元判明にこぎつけました。

一方、年少の残留孤児は、敗戦時の記憶があまりに少なく、日本政府による調査を待つしかありませんでした。しかし日本政府が肉親捜しの訪日調査を実施したのは、1981年になってからです。つまり敗戦から36年、日中国交回復から数えても9年を経た後です。しかもその訪日調査も、スムーズには進みませんでした。訪日調査の情報も残留孤児には十分に伝えられず、また申請しても、実際の訪日まで何年間も待たされるケースが多発したのです。その間に、養父母や実父母などの関係者・証人は次々に亡くなり、ただでさえ少ない情報・証拠は失われていきました。そこでせっかく訪日調査に参加しても、判明率は3割以下と、非常に低くなってしまいました。孤児達は、「なぜ



1981年になるまで肉親を捜し始めてくれなかったのか。その間、日本政府は何をしていたのか、「国交回復以前でも赤十字等を通して私達を探す方法はあったはずだ」と憤ります。

#### 【永住帰国とその困難】

その後、残留孤児たちは日本に永住帰国しはじめましたが、その際も、日本政府は十分な援護策をとらず、むしろ帰国を妨害するような様々な壁を設けました。

すなわちまず日本政府は、残留孤児の永住帰国に際し、身元保証人の確保を義務づけました。そのため、肉親が未判明だったり、または肉親が判明しても身元保証人になってくれない孤児は、日本に帰国できなくなってしまいました。孤児達は、「保証人制度は不当だ。私たちは正々堂々、日本国民だ。どうして私達の帰国に保証人が要するのか。外国人でもないのに」、「私は日本人で戸籍もあり、本来、保証人は必要ないはずだ」と訴えます。

また、永住帰国の申請手続きも非常に繁雑で、多大な時間や費用がかかりましたが、これもすべて残留孤児の自己負担でした。特に貧しく辺鄙な農村に住んでいる孤児は、役所に行くだけでも多額の交通費や宿泊費がかかり、また字も読み書きできないので書類を作るのもすごく苦労しました。

家族への政策的配慮も足りず、養父母・子供・孫など、中国に残される家族との関係で、なかなか帰国できない孤児も続出しました。

そして日本政府の帰国許可手続きも極めて遅く、何の理由も明らかにされないまま何年間も待たされるケースが続出しました。なお、今もなお日本への帰国を切望しながら、何年間も放置されている残留孤児は少なくありません。たとえば、私たちが中国でインタビューした、北京に住む張印甲さんは、14年前に中国政府によって残留孤児と認定され、日本の実父母も確認されました。しかし日本政府は今も張さんの帰国を認めていません。彼は厚生労働省に何度も督促しましたが、返事はほとんどありません。昨年7月、ようやくDNA鑑定を受けさせられましたが、今年3月、厚生労働省から「鑑定同意書を紛失したので再提出せよ」という連絡があり、まだ鑑定に着手すらしてなかったことがわかりました。また、黒竜江省の大塚満春さんは、中国で「日本国籍」と明記された外国人居留証を持ち、日本語を話し、戦後もずっと日本の本名だけを名乗って生きてきました。彼もまた長年、帰国を申請し続けましたが、日本政府に認められず、ついに帰国を果たせぬまま近年、中国で亡くなりました。

いずれにせよ以上のような様々な障害を乗り越え、兵庫県の残留孤児たちは日本に永住帰国してきました。彼らが帰国できたのは多くの場合、1983年以降で、日中国交回復から11年以上たってからでした。そこで彼らは永住帰国したとき、もう平均47.8歳になっていました。日本政府が戦後、また日中国交回復以後も長年、早期帰国措置をとらなかったため、残留孤児の帰国が大幅に遅れたことは明らかです。

#### 【永住帰国とその背景】

ところで、残留孤児はなぜ、こうした様々な障害・困難を乗り越えてまで日本に永住帰国してきたのでしょうか。もちろんその直接の答えは、「残留孤児は日本人で、日本は祖国だから」です。孤

見たちはよく、日本人の血統、日本への望郷の念、「落葉帰根」という言葉を口にします。

しかし、こうした言葉の背後には、見逃すことができない2つの動機があります。

一つは、「もし二度目の文化大革命が起こったらどうなるか」、「もう一度文化大革命や日中戦争が起きたら、今度は生き残れない」など、政治的迫害の再発への危惧です。こういう政治的動機は、1987年以前に永住帰国した人に多くみられます。この背景には、戦後の東西冷戦がありました。

さてもう一つは、中国での経済生活に不安を抱き、子供の教育や将来に危惧したことです。この経済的動機は、1988年以降になってから永住帰国した人に多くみられます。ご承知のように、1980年代末に東西冷戦が終わり、世界中でグローバリゼーション、中国でも改革開放といわれる市場経済化が進みました。これに伴って、中国国内でも貧富の差が拡大し、残留孤児を含む大多数の中国民衆の生活は不安定になりました。中国は市場経済で豊かになったとよく言われます。しかし、それはあくまでごく一部のことで、市場経済の下、大多数の民衆の生活は以前より不安定になっています。特に残留孤児が暮らしてきた中国東北地方は、かつて重工業・国有企業の集積地でした。しかし1980年代末以降、市場経済化によって、倒産・リストラ・失業が激増しています。退職後、年金が出ない企業も少なくありません。医療・教育などの分野でも市場経済化が進み、お金がないと病院にも学校にも行けなくなっています。農村にも一層深刻な貧困が蔓延し、日本では考えられないほど悲惨な生活をしている人も少なくありません。こうした経済的困難から抜け出すために、日本への永住帰国を決意した孤児も少なくありません。

そして、こうした経済的動機による永住帰国者が増えてくるに伴って、日本国内では、「肉親との愛情や祖国への望郷の念ではなく、金銭目的の永住帰国者」といった、残留孤児に対するちょっと批判的な、あるいは冷淡な見方も生まれてきました。残留孤児自身にも、そういうことを恥じる感覚が一部にみられます。

でも、ちょっと考えてみてほしいのですが、こうした経済的動機を色濃くもつ1988年以降の永住帰国者は、先程も述べたように、肉親がみつからず、あるいは肉親が見つかって身元保証人になることを拒否されて、帰国が特に遅れてしまった人々です。それに本来、「生活の安定」や「子供の将来」を求めて永住帰国するのは、何ら非難されるべきことではありません。生活の安定・子供の将来を願うのは、人間として当然ですし、残留孤児は帰国の時期・動機を問わず、日本国民として永住帰国する権利があります。そして政治的迫害を恐れて帰国した1987年以前の帰国者の動機も、そういう意味では本質的には全く同じです。つまり彼らは、政治的観点から、生活の安定・子供の将来を考えて日本に帰国したわけです。そう考えると、残留孤児が日本に永住帰国するというのは、1980年代末以前には東西冷戦の下で、それ以後にはグローバリゼーションの下で、どちらも自分と次世代の生活の安定・発展を願う人間として当然の主体的選択であり、同時に日本国民として当然の権利であったといえるでしょう。

日本政府は長年、残留孤児の肉親捜しや永住帰国を「私事」・自己責任とみなし、個々の残留孤児の努力に委ねてきました。また、永住帰国に身元保証人の確保を義務づける点では、残留孤児を「外国人」として扱い、日本の戸籍・国籍を付与する点では、一転して「日本国民」として処遇してきました。この錯綜した残留孤児の位置づけは、とにかく日本政府が責任・負担を負いたくない

ということだけを唯一の基準とした、便宜的・恣意的な使い分けといわざるをえません。

これに対し、残留孤児達は、自分のことを「中国に置き去りにされた特殊な日本人」とみなしています。だからこそ、自分の肉親探し・身元確認・国籍回復・早期帰国はいずれも日本政府の当然の責務であり、日本人なのだから帰国するのに身元保証人は不要だと考えています。これは、きわめて一貫した筋の通った立場です。つまり残留孤児は、一貫して日本国民として、日本政府の責任を追及する主体であり、そしてその基礎には、生活の安定・発展を求め、実現するという、人間としてごく当然の要求があるのです。

#### 4. 「日本人である」ことを求めて 三度目の棄民

##### 【定住・日本語・就職】

さて、こうしてようやく日本に永住帰国してきた残留孤児ですが、彼らはその後国によって放置され、苦難の生活を強いられています。

まず来日後の日本語教育が不十分だったため、今もほとんどの残留孤児は言葉に不自由を感じています。「日本語がわからず電話に出られない」、「誰かが訪問してきても対応できない」、「市役所に行っても何も説明できない」、「病院で症状も説明できず、医者ということもわからない」、「選挙で投票もできない」。特に1988年以降に帰国した人には、日本語がほとんどできない人が多いです。

就職の支援もほとんどありませんでした。そこで特に1988年以降に帰国した人は、多くが仕事につけず、生活保護に陥りました。

一方、1987年以前に、わりと早く帰国できた人の多くは、一応、日本で何とか就職できました。しかしそれも、政府や職安の斡旋ではなく、ほとんどが自分で探したり、帰国者仲間の紹介によるものです。また、清掃・皿洗い・土木・廃品回収などでの臨時雇やパートが多く、正社員は少ないです。解雇・リストラ・倒産等で、複数の職場を転々としてきた人も多いです。それらの職場には、「月8万円で朝6時から夜11時まで、遅いときは深夜1時まで働かされ、とうとう倒れた」、「『アホ、ボケ、支那人は中国に帰れ』と罵倒され、殴られた」、「仕事のミス責任を押し付けられ、他の人が嫌がる仕事ばかりやらされた」、「60歳をすぎても12時間労働できつい重労働で、うち4時間はサービス残業。言葉ができないという理由で、給料は若い日本人の半分以下」、「労災で片腕の骨を粉砕した」など、多くの問題がみられました。

##### 【貧困と不自由 生活保護と年金】

そして現在、日本で就職できた人も含め、残留孤児は高齢化し、退職しつつあります。でも、彼らは中高年になってから日本に永住帰国したので、年金加入期間が足りず、退職後は生活保護で暮らすしかありません。現在、生活保護受給率は77.3%に達します。特に1988年以降に帰国した人はほとんど全員、生活保護で夫婦で月12万円程度で暮らしています。中には空き缶拾いをして、生活保護水準以下の世帯もあります。彼らは、「おかずは漬物ばかり」、「1日2食にして、遠方の安売店で賞味期限切れ寸前の食品を買っているが、高齢になり、遠方まで行くのはつらい」、「家具や電化製品は廃品を拾ってしのいでいる」、「孫の誕生日にプレゼントも買ってやれない」と語ります。

「生きるのに本当に疲れた」、「生活苦で、このまま死んでしまいたいと何回も思った」という人も少なくありません。ある残留孤児の夫は不治の病にかかり、「私がいるとお前も仕事ができず、家賃も払えず、共倒れになる」と言い残し、中国に帰っていきました。見送った孤児の心中は察するに余りあります。孤児たちは、「生活保護は生活保障というより、実際は貧窮者の最低限の救済金だ。なぜ残留孤児がそうした生活保護に頼らなければならないのか」と疑問に感じています。

しかも残留孤児は、一般の生活保護受給者より、一層、貧困・疎外に陥りがちです。彼らは日本語が不自由なので、チラシやマスメディア、近所のうわさ話での安売りなどの情報も入手できません。日常的な話し相手も近所では確保しにくく、中国語ができる遠くの人との交際には交通・通信費がかさみます。中国の親戚や友人に国際電話をかければ、なおさらです。総じて残留孤児は、日本で生まれ育った日本人に比べ、文化や人間関係といった生活資源が少なく、そこで、これを金銭的支出で補えば一層の貧困に、そうでなければ一層の孤立・疎外に陥り、どちらにしても健康で文化的な最低限の生活が難しくなっているのです。

また、生活保護を受けると、あらゆる面で行政に監視され、自由が制約されます。

すなわちまず、自由な買い物や貯金は許されません。毎月1～2回、市役所職員が訪問してきて、拾ってきた家具を「勝手に買ったのではないかと厳しく問い詰められている孤児もいます。ある孤児は、市役所職員が突然、訪問してきましたが、寝ていたのでドアを開けなかったため、翌月、生活保護の支給を止められてしまいました。病院も指定されるので、「病気で苦しいとき、遠くの病院まで通うのは本当につらい」、「治療に納得できなくても転院できない」と悩む孤児もいます。

移動や居住地選択の自由もありません。「ちょっと外出すると、市役所から電話がきたり、訪問してきて、『どこに行ったのか』と問い詰められる」、「脳梗塞で階段の昇降ができなくなり、公営住宅の低層階への転居を申請したが、『生活保護を受けているのに引っ越しですか』と厭味を言われ、認めらなかった」と語る孤児もいます。また、今年4月まで、養父母の介護や墓参・親戚訪問などで中国に行くと、その間、生活保護は止められてしまいました。孤児たちは、「命の恩人である養父母に会いに行くと生活保護を止めるのは、あまりに非情だ」、「養母が亡くなったときも生活保護を止められるので帰れなかった。墓参にも行けないのはあまりにつらい」、「86歳になる養母は、私がたまに帰ると大喜びする。私は養母のことが心配でたまらないが、中国に帰るたびに生活保護や病院代を止められて困っている」と訴えます。

収入も厳しく監視され、もし万一収入があれば生活保護はその分、減額されます。こうした規則を知らずに、夫がアルバイトをしたある孤児は、必要最低限の生活費であるはずの生活保護費から毎月2万6000円を9年間、市役所に「返還」させられています。また別居している子供が訪ねてくると「子供からいくら金をもらったのか、何を買ってもらったのか」と市役所職員にいつも問い詰められるので、子供が家に寄りつきにくくなった孤児もいます。彼女は、孫の面倒をみると、「それは労働だから、子供から賃金をもらわなければならない」と市役所職員に叱られました。

こうした実態をみると、残留孤児は、日本社会の中で「残留孤児」として支援されるというより、むしろ第一義的には、社会に負担をかける生活保護受給者として監視されているようです。孤児たちは、「私達は犯罪者なのか。自由が全くない」、「カゴの鳥のようだ」と感じています。



なお今年4月、残留孤児が養父母の見舞い・墓参等で訪中しても、生活保護が止められないようになりました。しかしこれは極めて部分的・限定的な改善にすぎません。

なぜならまず監視・束縛は、前述のように生活の全領域に及びます。日常生活の全領域にわたる監視・束縛こそ、一層深刻で現実的な問題です。

また、生活保護制度の下では、訪中そのものについても、「本当に養父母の見舞い・墓参を目的とする訪中なのか」、「養父母の見舞い・墓参で、どの程度の訪中期間が認められるのか」、「養父母の見舞い・墓参以外に中国で何をしてくるのか」など、新たな監視・束縛が発生します。もちろん養父母の見舞い・墓参以外の訪中、たとえば「親戚・友人の訪問」や「配偶者の実父母の見舞い・墓参」などは、引き続き認められない可能性が高いです。

### 【疾病と孤立】

そして現在、残留孤児はもう高齢ですから、ほぼ全員、何らかの病気や障害を抱えています。ガン・狭心症・脳梗塞等、深刻な病気に悩む人もいますし、重度の身体障害者もいます。病院に行かねばと思いつつも、「お金がない」、「言葉が通じない」などの理由で通院していない人も少なくありません。

また孤児達は、日本語ができませんし、高齢や病気、それに交通費や交際費も足りませんから、「ひきこもりがち」で、「孤独で寂しい」と悩んでいます。別居している子供達も、「生活がきつく、お金のために必死で働いているから、遊びにも来られない」といった実態がありますし、孫たちはもはや中国語が話せなくなり、「孫達と話せないのはとても悲しい。孫に『おばあちゃんは日本人なのに、なぜ日本語ができないの?』と聞かれるたびに、私は心が苦しくなり、悔しくなり、泣きたくなる」と語る孤児もいます。こうした孤独感は残留孤児全体に共通する悩みですが、特に帰国が遅れ、1988年以降にようやく帰国できた人に深刻です。

来日後、日本で差別やいじめにあった孤児は、全体の約9割を占めます。「アホ、バカ、中国人が日本で最初に覚えた言葉だった。生きるのがつらかった」、「何か意見が違おうとすぐ『それなら日本にいらなくていい。中国に帰れ』と言われる」。中国にいた時、「日本人」として差別された彼らは、日本に帰国すると今度は「日本語も話せない中国人」として差別されているのです。

以上、みてきたように、日本に帰国した後の残留孤児の生活の苦難は、個人の能力・努力や個別事情以前に、何よりも日本政府の政策に規定された永住帰国時期によって、大枠で決定されています。つまり、全体に永住帰国が遅れたために、帰国後の生活が困難になっており、その中でも特に身元保証人制度などの障壁によって1988年以降まで帰国が遅れてしまった孤児ほど、帰国後もますます深刻な困難に見舞われているわけです。戦後の日本政府が残留孤児を早期帰国させず、また帰国後も日本語教育・就職斡旋・年金整備など、適切な自立支援策をとらなかったことが、残留孤児の悲惨な現状をもたらした直接の原因であることは明らかです。

日本政府は、帰国後の残留孤児の生活も自己責任・「私事」とみなし、あるいは生活保護・年金など、既存の制度の枠内で対処してきました。つまり、既存の制度・社会を前提として、それを変えないまま、残留孤児に対して「日本国民としての適応と自立」（つまり、自己責任による日本国

民としての同化、日本社会への適応)を求めてきました。

しかし、実際には、日本語もできない中高年の残留孤児が、わずかな日本語教育を受けただけで、就職斡旋もほとんどないまま、自己責任で「自立できる」と考えるのは、常識的にみてあまりに非現実的でしょう。そこで残留孤児たちは、日本に永住帰国した後も依然として「置き去りにされ」、無視されていると感じています。彼らが「日本人として平等に受け入れてほしい」という場合、それは既存の日本の制度・社会の中に残留孤児が埋め込まれ、残留孤児の側だけが一方的に同化・適応したり、自己責任での自立を迫られるということではありません。むしろ逆に、残留孤児の特殊性やそれを生み出した日本政府の責任を、日本の国民や政府が正しく認識して、適切な新しい制度・社会を創り出すこと、つまり日本社会のあり方を変えることを求めているのです。

## 5. 多様で主体的な国民像と戦後民主主義の課題

### 【残留孤児のアイデンティティとその揺らぎ】

さて、そうだからこそ残留孤児の生活や意識も、いわゆる一般的・画一的な「日本人」の枠には収まりきれません。

人生の半ばまで中国で暮らしてきた彼らは、今もさまざまな形で中国と密接な絆を保ち続けています。彼らの一番得意な言葉は中国語ですし、配偶者はほとんど中国国籍です。子供にも中国国籍の人が少なくありません。親戚や友人は今も中国にたくさんいます。そこで孤児達は、永住帰国後も、たとえ生活保護の支給を止められても、旅費を借金してでも、無理に無理を重ねて中国に里帰りしています。苦しい家計の中でも、たまには、中国に国際電話もかけています。

また残留孤児の中では、自分自身のことを「日本人でもあり中国人でもある(またはそのどちらでもない)」とみなす人が、「日本人である」とみなす人よりも、少し多いです。そしてこの2つの自画像は違っているように見えますが、実は根っこのところでつながっています。つまり、「日本人でも中国人でもある」というのは、「中国にいたときは日本人として差別され、日本にくと中国人として差別される」、「自分では日本人だと思いたいが、日本の政府や社会は自分達を日本人として平等に扱ってくれない」という意味です。一方、「日本人である」というのは、「祖国の日本に帰ってきたのに、今度は中国人と言われるなんて...」、「日本人は私たちを中国人だと思っている。なぜ私が中国人なのか。自分は日本人だと主張したい」など、残留孤児を「日本人」として扱わない日本社会への異議申し立てです。つまりどちらも、「中国では日本人と言われ、日本では中国人と言われる」自らの存在への疑問、どこにいても「よそ者」扱いされることへの葛藤と苦悩の現れにほかなりません。

「日本と中国のどちらに定住したいか」という質問に対しても、「日本」という答えと「どちらともいえない」という答えが半々です。残留孤児は日本国籍で、もう中国に生活基盤はありません。それでもなお、「日本で定住したい」と断言できない人が半数もいるという現実、彼らの日本での生活の苦難や疎外感を物語っています。どちらの社会でも受け入れられない葛藤の中で、「漂流しているような感じ。自分でもどこに住めばいいのかわからない」と語る孤児もいます。

しかし同時に、人生の半ばまで中国で生きてきた彼らが、日本と中国の二者択一ではなく、時と

場合、状況に応じて両国を往来・選択しながら生活したいと考えるのは、ごく当然でもあります。「行ったり来たりしたい。私は二つの祖国をもっている」、「日中友好にして、みんな、自由に往来できたらいいのにな」というのは、残留孤児達の偽らざる心情といえるでしょう。在留資格や国籍をめぐる「日本人か、中国人か」と二者択一を迫るのは国民国家の都合であって、個々の残留孤児の生活の論理ではありません。

#### 【残留孤児が求めるもの】

さて、こうした残留孤児たちは、2002年の東京を皮切りに、全国15の地裁で国家賠償訴訟を提訴しました。永住帰国した残留孤児の8割以上が、原告として立ち上がりました。兵庫県の孤児も2004年、神戸地裁に提訴し、2006年12月には画期的な勝訴判決を勝ち取りました。しかし国が控訴したため、彼らは今も大阪高裁で闘いを続けています。

残留孤児たちの日本政府への要望は、次の3点に要約されます。

まず第1は、残留孤児が被った損害への賠償です。長年にわたって帰国させず、また日本に永住帰国した後も、十分な自立支援策をとらず、現在の貧困と不自由、孤独を強いていること。これの損害賠償です。

第2は、老後の生活保障です。現在の日本国民の基本的な生活は、戦後の日本社会で新たに確立された教育・就労・福祉・年金・参政権などによって支えられてきました。そしてそれらの制度はすべて、日本の地に住むことを当然の前提として成り立っています。ところが残留孤児は長年にわたり、こうした戦後の日本国民の当然の前提から隔離され続けてきました。また日本に帰国した後も、それまでの隔離によるハンディを補う十分な援護を受けられないまま、放置されてきました。これこそが、残留孤児の悲惨な現状を生み出した直接の原因です。

そして第3の要望は、中国との自由な往来の実現です。これはちょっと考えると、「日本国民としての自由」というにはふさわしくないようにみえます。しかし残留孤児は、まごうかたなき日本国民です。中国と密接な関わりをもち、中国と頻りに交流・往来する中でしか人間らしい生活ができない日本国民が、現にここにいるのです。しかも彼らは自ら望んでそうなったのではなく、日本政府の政策によって生み出されました。そして中国との自由な往来を実現するには、訪中すれば支給が停止される生活保護制度からの脱却が、どうしても必要です。

#### 【「日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」の意義と可能性】

こうした点をふまえると、残留孤児が主張している「日本の地で、日本人として人間らしく生きる権利」は、2つの大きな意義をもっていると、私は思います。

一つは、戦後の日本国民としての基本的な生活と権利の回復という意義です。残留孤児は、「戦後の日本人として人間らしく生きる権利」を戦後も一貫して保障されず、今なお放置され続けている日本国民です。そのような日本国民がいることは、戦後日本の民主主義の根幹にかかわる重大問題ではないでしょうか。

そしてもう一つは、多様で主体的な国民の権利の再構築という意義です。「同質的・画一的な国

民」の権利ではなく、一人ひとりの国民が生きてきた多様な歴史的体験をふまえ、しかも生活の安定・発展をめざす人間に普遍的な要求にもとづき、国の政策を作りかえていく「多様で主体的な国民」の権利です。なお、この立場に立てば、「戦争被害は国民がひとしく受忍すべき」という認識も、多様な日本国民の主体的共同の契機になると思われます。つまり、日本国民はまずその多様な体験にもとづき、戦争被害者として、国家や戦争指導者の責任を追及する主体となります。同時にまた、主権者としての日本国民は、特に深刻な戦争被害を被った国民に対して、その被害を個人任せにせず、同じ国民として「ひとしく受忍」し、正当に補償する主体となります。逆に、「戦争被害は国民がひとしく受忍すべき」とか、「一人前の日本人として早く自立し、日本社会に同化・適応すべき」といった言説が、残留孤児の独自性や主体性を封じ込める文脈で語られるとき、そこで否定されているのは、むしろ日本国民そのものの内なる多様性と主体性ではないでしょうか。

#### 6. 支援策はどうあるべきか

最後に、今後、求められる支援策について述べたいと思います。

もちろん残留孤児に対しては、多面的・総合的な支援が必要ですが、しかし残留孤児が高齢であることを考えると、何といても、老後の生活保障、つまり生活保護に代わる、新たな生活給付金制度の創設こそが眼目になります。これを抜きにしては、どんな総合的・多面的な支援策も絵に描いた餅です。

そして、新たな生活給付金の構想においては、3つの観点が必要と思われます。

第1は、残留孤児に監視は要らないということです。収入認定など監視を伴ったり、生活保護で補完しなければならないような制度ではだめです。

第2は、「最低限」ではなく、戦後の日本人としての普通の生活を保障です。生活保護を基準とした最低限の生活保障では、残留孤児の「特別支援」の名に値しません。

そして第3は、「日本政府の責任を明確にした補償」です。つまり、個々の残留孤児の個別事情にもとづく「救済」ではなく、日本政府の政策に起因して発生したすべての残留孤児の特殊な損害に対する補償としての生活給付金にすべきです。

全国の残留孤児の国家賠償訴訟、及び、それを支持する国民世論の高まりの中で、2007年はじめ、日本政府も新たな支援策の策定を表明せざるを得なくなりました。数年前には、まったく考えられなかった事態です。残留孤児の運動と国民世論は、現実の政治を大きく動かしました。

しかし、今年4月に報道された厚生労働省の「新たな支援策(案)」は、生活困窮者に限定し、したがって収入認定などの監視を伴うもので、方法・水準とも「生活保護の例による」、つまり「看板をかえた生活保護」にすぎないものでした。

厚生労働省が、こうしたお粗末な支援策案を出してくる論拠は、残留孤児の被害は「国民がひとしく受忍すべき戦争損害」で、日本政府には早期帰国実現や自立支援の義務はない。そしてこうした国の主張は、神戸地裁以外の多くの地裁での国側勝訴によって立証されたとするものです。

しかしこれは、大きなごまかしです。

すなわちまず、多くの地裁判決は、「国に法的義務違反があったとまではいえない」とするもの



です。決して、「国に法的・政治的責任がない」とか、まして「国の支援が十分だった」と認めたものではありません。むしろ「国には早期帰国実現・自立支援の義務はない」とする国側の主張は、多くの地裁で否定されてきました。例えば、大阪・神戸・徳島・名古屋・東京（個人訴訟）の5地裁は、「国に早期帰国実現の法的義務がある」、または、「早期帰国の責務に反する違法行為があった」と認めました。神戸・名古屋の2地裁は、「国の自立支援の法的義務」も認めました。そして神戸地裁は国の違法行為を認め、賠償を命じました。名古屋と徳島の地裁は、事後的にみればかつての国の政策に不十分な面があったと指摘し、特に徳島地裁は、今なお国が「政治的責務を十分に果たしているとはいえない」と断じています。

また、神戸・徳島・名古屋・東京（個人訴訟）の4地裁は、残留孤児の被害が単なる「戦争損害」ととどまらないことも認めました。いうまでもなく残留孤児は、深刻な戦争被害者です。そして戦争被害を「国民がひとしく受忍する」ことについては、すでに述べたようにいくつかの論点が考えられます。しかしここでそれ以前に大事なことは、残留孤児の被害は戦争被害だけにとどまらないということです。残留孤児が、戦後60年以上を経た今もなお、日本語に不自由で、就職もままならず、老後を年金で暮らせず、7割以上が生活保護といった悲惨な現状にあるのは、決して過去の戦争被害の必然的帰結ではありません。むしろ戦後の日本政府の政策に起因する、戦後に生み出された新たな被害といわざるをえません。現に、敗戦直後に中国からの引き揚げて来た人達は、戦争中は残留孤児と比較的似たような戦争被害を受けたとしても、現在は、日本語もできますし、生活保護率7割などということはありません。残留孤児の悲惨な戦争被害はもちろん忘れてはなりません。しかしそこだけに目を奪われて、残留孤児が戦後60年以上にわたって被ってきた被害を、すべて戦争被害だと決めつけるのは、大きな誤りです。まして国のように、戦後の自らの責任を逃れるための手段・口実として、残留孤児の悲惨な「戦争被害」を利用するのは、あまりに不当です。

以上をふまえると、日本政府の責任を明確にふまえた、「日本人として人間らしい生活」を実現する生活給付金制度の創設がどうしても必要です。そしてそれを実現するため、厚生労働省は、当事者である残留孤児と徹底的に協議すべきだと思います。1970年代以来、国の政策が残留孤児の現実や考えと大きく乖離してしまった最大の原因は、政府が残留孤児と十分に協議してこなかったことにあります。過ちを繰り返してはなりません。

以上で、私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：

お話、ありがとうございました。多少質問等があれば受けたいと思います。

古川（院生）：

裁判というのはやはりある意味一つの通過点だと僕は思うのですよ。これだけで終わらせてしまうような問題とは違うのじゃないかと。

私は実は北海道で高校の教員をやっていたのですけれども、残留孤児を頼ってお孫さんがやってきて、中学校の2年ぐらいから編入してこられ、高校に通っておられるのですけれども、そのとき

に奨学金とか、大学進学のおすすめですね。彼女は特に日本語が堪能だというわけじゃないのですけれども、帰国子女枠で受けるのか、留学生枠で受けるのかというところで、どちらとも違う部類に属するというので、かなりの割当をオミットされてしまうのですね。

彼らが学校の中で「日本人の教師が南京虐殺はなかった」というその強弁を聞いて、憤りを覚えて僕に相談をしてくれたり、また逆に「おばあちゃんが文化大革命のときに首からプラカードをぶら下げている写真を見るにつけ、すごく悔しさを感じている」というかたちで、その子らの中にやはり二つの国とのアイデンティティというのですか、そういった中でやはり日本の生活の中で差別だとかいろんなことを感じながら生きているということで実感があったので、ぜひともその問題というのを残留孤児だけではなくていろんな広がりをもひとつ持たせるべきでないかなと思うのです。

それで、もう一つ僕が主張したいと思うのは、旧植民地出身者たちに対するいわゆる戦後補償の問題と非常に共通する部分があるんじゃないかと。

日本人であることを隠して中国で生きてきて、「帰ってこなくてもいいだろう」と言われたりする、逆に日本においては、土地を奪われて強制連行みたいなかたちで日本にやってきて、在日であることを隠して生きたりとか、それから、「嫌なら帰れ」と言われたりとか、中国の場合ではその冷戦の間で非常に生きづらい思いをして、今の在日の人たちの中にはいわゆる今拉致問題で非常にづらい思いをしていると。そういう問題とも僕は関連があると思うのですよね。

なぜこういう問題をリンクさせて運動を広げていかなきゃいけないのかということ、安倍政権が動き出したというところで、僕の過剰な反応かもしれないけれども、中国で日本人がこんな目に遭ったということで、反中国政策の今の宣伝に使われてはやはりならないなあと思うのですよね。

先生としては今後の運動の展開をどれだけ広げていかれるかということ、どんなコミュニティを作るかということもあるのですけれども、そういうようなビジョンをお持ちでしたら、ぜひお聞かせください。

浅野：

非常に難しい問題で、とても私には答えきれないことも多いです。私は明確なビジョンを持っているわけではなくて、ほとんど暗中模索というのが正直なところです。

残留孤児の問題が裁判ですべて解決するのかといえば、それは、もちろんしないでしょう。

私自身、もともと日本で調査を始めたわけではなく、中国で先に調査を始めました。今まで大雑把に中国で100人、日本で100人位の方からお話を伺っています。そこで伺ったお話の中でも、残留孤児の二世・三世の方々の深刻な問題ももちろんあります。また、残留孤児の配偶者もかなり深刻な問題を抱えています。残留孤児の配偶者で日本に帰ってきた方は、中国国籍の方がもちろん多いわけで、たとえ今回の残留孤児に対する支援策でそれなりの生活支援金の実現できたとしても、それが配偶者に引き継がれるかどうかはまだわかりません。配偶者は中国には生活基盤がない、日本でもどうにもならないといった深刻な問題も当然、起きてくる可能性があります。

また、残留孤児の養父母、中国に取り残された養父母の問題もあります。私は中国で14人の養父母からお話を伺いました。中国に住む養父母たちの多くは、日本のような生活保護制度もない中で

極貧状態にあります。例えばこの冬にも暖房費が払えず、凍死するかもしれないといった、そういう状況も中国では珍しくないわけです。それをとってみても、今回の残留孤児の裁判で解決する問題というのは、残留孤児問題のほんの一部だと思います。今回の訴訟で問題になっている点について、たとえ良い解決ができたとしても、それだけで残留孤児問題が終わるようなものでは決してないと思います。

ただしそういう状況の中でも、少なくとも残留孤児問題が、単なる個人の運の悪さや私事、個人的な出来事ではなくて、国の責任によるものだとして明確にすることができれば、残留孤児にかかわる様々な問題、家族の問題も、解決に向かう手掛かりはつかめるのではないかと思います。

また、残留孤児本人の問題に限ってみても、報告の中でも少し触れましたが、今もなお日本に帰国できていない方もかなりおられます。その人たちの問題もまた非常に深刻で、これも今回の訴訟だけで解決できる問題ではありません。

それから二番目の論点ですが、戦争責任、あるいは戦後補償の観点についてです。もちろん、残留孤児は深刻な戦争被害者ですから、その点も当然見ていかなくてはいけない、すごく大事な論点だと思います。

しかし同時に、おそらく数年前までは、裁判所だけではなくマスコミなども含め、「残留孤児＝戦争被害者」というイメージがかなり強かったと思います。例えばマスコミなどでも、8月15日が近づくと、戦争をふりかえる一つの素材として残留孤児問題を紹介するとかですね。それはもちろん、すごく大事なことですが、しかしそれによって逆に残留孤児の戦後問題、つまり植民地主義・帝国主義ではなくて、ポスト帝国主義・ポストコロニアリズムの時代の残留孤児問題に対する認識が、かなり見逃されてしまうという側面もやはりあったと思います。

ですから私たちは、一方では植民地支配・帝国主義の歴史をしっかりと見据えながら、しかしそれだけでは問題が捉えきれないということも、やはり同時に見ていく必要があると思います。ポスト帝国主義・ポストコロニアルの観点というのは、一言でいえば、国家単位のナショナルな認知枠をいかに乗り越えるかということなのです。

実際、ナショナルな枠組で考えれば、残留孤児の中にも大きな矛盾・葛藤があります。一方で、自分が本当に辛かった現実を言えば言うほど、戦後の中国でこんなに酷い目にあったということ言えば言うほど、結果的には解放後の中国の様々な問題を指摘することになる。しかし他方で、中国という国は、自分を助けてくれた国であり、命を助けてくれた養父母の悪口はやはり言いたくない。養父母と一緒に暮らす生活の中でこんなに苦しいことがあったということをはっきり言わないと、日本人には分かってもらえない。でもそれを言うのは、一步間違えば、養父母・中国に対する不満・悪口になりかねない。孤児の中にはすごく抵抗がある。彼ら自身の中にいわば二つの国の葛藤というのが渦巻いているわけですね。そこには当然、日本・中国双方の、しかも戦後のポスト・コロニアルの矛盾がひしめいています。

そういう中で、もちろん、それぞれの国民・国家としてきちんと責任を果たさなくてはならないということ、これを一方の軸にしながらも、しかしながら、同時にそういう国民・国家の枠組に囚われない、同じ人間としての共通性・普遍性という側面も同時に見逃さないようにしていかないと、

残留孤児の心の中の葛藤は十分につかみ切れないように思います。

例えば、養父母が残留孤児を引き取って育てるとするのは、いわば敵国の子どもを育てるわけですが、私たちはつい、「敵国の子どもをなぜ育てたのですか」という質問を、あたり前のようにしてしまいがちです。

でも、養父母の方はそんなことはもともと気にしていないんですね。日本人とか中国人とか関係なく、目の前に死にそうな赤ちゃんがいたら拾うでしょうとおっしゃるんですね。そういうことは、これは日本人だからとか中国の独自の文化だとかと関係なく、人間としての普遍的な感情・意識です。人間として普遍的なものはずなのに、それができないようにさせられているとしたら、そうさせているものはいったい何なのかということを考えていかななくてはいけないと思うんですね。

そういう意味で、残留孤児問題を、それぞれの国どうしのナショナルな対立・葛藤、あるいは双方の「愛国主義・排他的民族主義」の道具・素材にしていかないための一つの方策としては、日本人であろうが中国人であろうが同じ人間であって、誰だって人間だったらこういう状況に置かれたらこうするだろうという、人間としての普遍主義の視点が大切になると思います。つまり、国益とか「日本国民としての権利」とか以上に、人間の生命や暮らしを何よりも大切にするという見方が大切ではないかなと、私は思っています。

司会：

小栗先生、何か、追加・コメントがもしあれば。

小栗：

今、私たち原告団・弁護団の全国連絡会としては、当面の課題としては給付金制度の確立ということを行っていますけれども、裁判とは別に解決しなければならない多様な問題があります。そこで、全面解決要求のもう一つの柱として、孤児たちと厚生労働省の間で定期協議を持って、諸問題に対応していくべきだということで、その二つの要求をしています。

北村（弁護士）：

とても分かりやすいお話を、ありがとうございました。

私も、小栗先生と一緒に弁護団をやっていますけれども、ここまできちんと先生が取り組んでおられて、そして中国まで行かれてたくさんの人に聞かれている。ここまで残留孤児の問題を与えられたきっかけといいますか、先生がここまで力を入れてやられている何かきっかけがあったら教えて欲しいと思うのが一つと。

あと私もロースクール生や大学生、それから修習生などに対して、こういう勉強会なんかも企画をよくしているものですから、このレジュメも特によくできているものですから、資料としてまた今後使わせていただきたいという、そのお願いなんですけれども。



浅野：

資料として使っていただけるのは光栄ですので、ぜひよろしくをお願いします。

私の連れ合いは中国人で、彼女は中国の東北地方・瀋陽の出身です。そこで彼女の知り合いにたまたま、何人かの残留孤児の二世・三世がいました。彼女の小さいころの遊び仲間の中にも、そういう人がいたわけです。ただし、このことは研究を進める上でのきっかけではありますが、あまり直接の動機とはいええないかもしれません。むしろ私自身が残留孤児の研究をしたいと思ってから、「そういえば身近にもいるよね」という話になったので、直接、研究を始めるきっかけ・動機とは言いえないようです。

むしろ私の連れ合いは、私が「残留孤児の調査研究をしたいから協力してくれ」と頼むと、最初、すごく抵抗しました。「つらい調査になる」と、知っていたからです。このテーマについてインタビューをすれば、どんどんつらくなっていくということ、とりわけ中国で実態調査をすると、日本では考えられないほどの、どうしようもない深刻な現実があり、途方もない無力感にさいなまれる。そういうことが彼女は分かっていたから、たぶん抵抗したのだと思います。

私も実際に調査をはじめてから、正直に言って、一時は後悔したこともあります。特に中国に調査に行けば行くほど、自分の無力さをすごく感じて、自分に何ができるんだろう、何のためにこの調査をやっているのだろうと、すごく悩みました。でも、それでも何とか調査を続けてきたのはなぜだろうと考えてみると、やはり一番大きい要因は、実際に調査をすればすれほど、やっぱり何かをしなくてはいけない、こういう状態を放っておいてはいけないという気持ちを抑えられなかったことではないかと思います。それは中国での調査であろうと、日本の生活保護で暮らしている残留孤児の調査であろうと同じです。実態を深く知れば知るほど、このままで放置してはやっぱりいけないという気持ちになったことが、たぶん悩みながらも調査を続けてこられた原因だと思います。

さて、もう一つの別のレベルでの研究の動機についても触れておきます。

私はこれまで、中国人の研修生・技能実習生、就学生・留学生、そしてブラジル人労働者たちに対する実態調査を行ってきました。もちろん彼らにもそれぞれ深刻な問題があり、私はいろいろと考えさせられました。彼らが持っている可能性とか、彼ら自身の人間としての成長・発達が、これからの日本・中国の社会あるいは世界社会の変化にどのように結びついていくのかについて、いろいろ学ばせてもらいました。

ただし、そういう研究をすればするほど、どこかで、「この人たちは『能力』のある人たちだ」という印象が否めませんでした。それは学校で勉強したり、職場で働いたり、技術を身につける能力だったり、あるいはもっと基本的には「健康」という能力だったりしますが、とにかくそういう自分の能力を生かして国境を越えた人たちの問題を、私はこれまでずっと研究してきたわけです。

もちろんこれらは大事な研究だと今も思います。しかし同時にそうした研究の中で、「だれもが個人的な能力やその発揮・発達によって、現実の問題を解決できるわけではない」、あるいは「近代社会において人間の差別を最終的に容認する基準があるとすれば、それは『国籍』と『能力』だ。その意味で、『能力』の発揮・発達によって、国境を超えて問題を解決しようとする試みには、必ずどこかで限界があるはずだ」という気持ちが、つねに拭えませんでした。

そこで、「能力」ではない血統の論理で国境を越える、二つの国家を体験するとは一体どういうことなんだろうという、いわばかなり抽象的な問題意識から、残留孤児の問題にアプローチしたというのが正直なところです。私にとっては、残留孤児問題とは、人間が「国籍」と「能力」による近代主義的な差別を果たして乗り越えられるのかどうか、という問題です。決して、「日本国民としての権利」の能力主義的獲得の問題ではありません。

ただ、これはあくまで私なりの抽象レベルでの問題意識です。実際に調査に入ってみると、そういう抽象的な問題に行く前に、まず解決しなければいけない問題が余りにも多すぎます。「日本国民としての権利」やその能力主義的獲得が、ある一定の範囲内で重要な問題解決の方法になることはいまでもありません。しかしそれだけでは解決できない問題が山積していることも事実です。とりあえず今は、前述の自分なりの理論的な枠組や問題意識はかなりの程度、保留しながら調査を進めているというのが実態です。

司会：

ここで終わりにしたいと思います。

法曹養成にあたる法科大学院でこういう課題を取り上げたことは、大きな意味があったと思います。今日はどうもありがとうございました。

(終了)

浅野慎一教授<プロフィール>

1956年、神戸市出身。

北海道大学大学院（教育学研究科）修了。博士（教育学）。

専門は、社会学・社会環境論。

これまで、中国人研修生・技能実習生、就学生・留学生、ブラジル人労働者、ベトナム難民など、さまざまな在日外国人の生活と意識について、インタビュー調査に基づく社会学的研究を行ってきた。

2002年から、配偶者で共同研究者の中国人・佟岩（とう・がん）さんとともに、中国と日本の双方で、中国残留日本人とその家族にインタビュー調査を実施。これまでに約200人から聞き取り。現在も継続中。

主な著書、『異国の父母 中国残留孤児を育てた養父母の群像』（共著・岩波書店）

『日本で学ぶアジア系外国人』（大学教育出版）

『現代日本社会の構造と転換』（大学教育出版）

『出稼ぎ・移民労働と世界社会変動の理論』（大学教育出版）

『人間的な自然と社会環境』（大学教育出版） など。